

産業厚生常任委員会資料

令和2年12月4日

健康福祉部 社会福祉課

目 次

加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）について

1. 加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画<概要>・・・・・・・・・・(資料1)
2. 加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）・・・・・・・・・・(参考資料)

加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画<概要>

資料 1

1 計画策定の趣旨

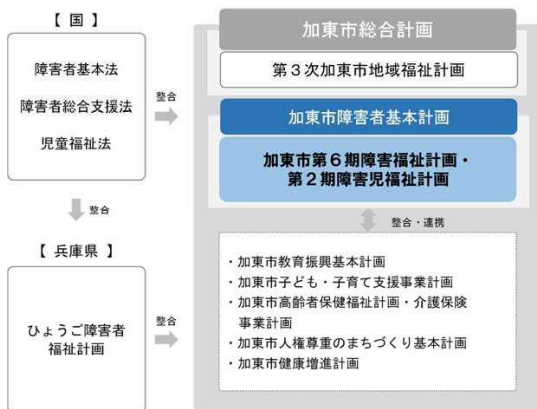
近年、障害の重度化と障害のある人の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人にとって、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念の通り、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

本市では、平成30年3月に「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しています。

「加東市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに、令和3年度を初年度とした「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ、障害者総合支援法第8条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」として位置付けています。



3 計画の期間

国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			加東市障害者基本計画			次期 加東市障害者基本計画		
			加東市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画		加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画		加東市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、新たな計画内容に関し、議論を積み重ねました。

また、広く市民からパブリックコメントを募集するなど、計画への反映に努めます。

5 計画の対象

本計画における「障害者」「障害のある人」とは、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために、日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項）を計画の対象とします。

6 障害者施策の基本理念

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた加東市障害者基本計画においては、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根つき、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリーな共生社会を構築することを目指しています。

7 計画の基本方針

本計画では、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

- ① 障害のある人の権利の尊重
- ② 地域生活移行や就労支援等の課題への対応
- ③ 地域共生社会の実現に向けた地域づくり
- ④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の提供体制の充実
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害のある人の社会参加の支援

8 成果目標と取組指標

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。なお、障害者の高齢化・重度化、精神障害者の増加、相談支援専門員の不足等の課題を踏まえ、新たに、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」を加えた、新たな計画とします。

【第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の目標値】

○福祉施設から地域生活への移行促進

- ・令和2年度末までの施設入所者の地域移行を平成28年度末時点から9%以上移行
- ・令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場を、令和2年度末までに設置

○地域生活支援拠点等の整備

- ・令和2年度末までに、各市町村・圏域の地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

○福祉から一般就労への移行促進

- ・令和2年度末時点の一般就労移行者数を、平成28年度の1.5倍以上にする
- ・令和2年度末の就労移行支援利用者数を、平成28年度の2倍以上にする
- ・就労定着支援利用者の開始1年後の定着率を、8割以上にする
- ・就労移行率3割以上の事業所の割合を、全体の5割以上にする

○障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを、令和2年度末までに少なくとも1か所以上設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を、令和2年度末までに構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を、令和2年度末までに少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、平成30年度末までに設置

■成果目標及び活動指標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行		令和元年度現状値	令和5年度目標値
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	54人	52人
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	2人	4人
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		令和元年度現状値	令和5年度目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		3	3
③地域生活支援拠点等の整備		令和元年度現状値	令和5年度目標値
地域生活支援拠点の設置箇所数		0	1
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数		0	1

④福祉施設から一般就労への移行等	令和元年度現状値	令和5年度目標値
令和5年度末の福祉施設から一般就労への移行者数	5人	7人
うち就労移行支援	0人	1人
うち就労継続支援A型	4人	4人
うち就労継続支援B型	1人	2人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	0人	5人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	100%	80%
⑤障害児支援の提供体制の整備等	令和元年度現状値	令和5年度目標値
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	2人
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	1か所
居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	0か所	1か所
⑥相談支援体制の充実・強化等（新規）	令和元年度現状値	令和5年度目標値
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	-	令和5年度までに確保
⑦障害福祉サービス等の質の向上（新規）	令和元年度現状値	令和5年度目標値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員参加人数	22人	22人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を共有する体制の有無	無	有

■取組指標

取組指標		令和元年度現状値	令和5年度目標値
登録手話通訳者数		4人	8人
登録要約筆記者数		6人	6人
短期入所事業所数		1か所	2か所
グループホーム数		4か所	4か所
障害者就労施設等からの物品等優先調達額	件数	8	8
	金額（千円）	828	828

9 今後のスケジュール

令和2年12月 産業厚生常任委員会への報告
 12月～翌1月 パブリックコメントの実施
 令和3年 3月 加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定